

和木町住宅建設奨励金制度について

この制度は、和木町内において良質な住宅の建設の促進を図るため、和木町内に住宅を新築した方、または和木町内に建設された新築住宅を購入した方で、家屋に対する固定資産税の一部について、和木町が補助する制度です。

1. 対象となる住宅の基準

建物の所有者が居住する住宅で、床面積が50㎡以上280㎡以下であること。また、借家として建築された住宅は対象とはなりません。

2. 建設奨励金の対象

建設奨励金の対象となる床面積は120㎡が限度です。よって、床面積120㎡以下の住宅はそのすべてが奨励金の対象となりますが、それを超える住宅は120㎡分に相当する部分が奨励金の対象となります。なお、対象となるのは居住部分だけであり、併用住宅における店舗部分等は対象となりません。

3. 建設奨励金の額

交付される額は、奨励金の対象となる固定資産税の額のおよそ2分の1となります。

4. 建設奨励金の対象となる期間

新築後3年間

5. 必要な手続

①4月上旬に固定資産税の納付書をお送りします。

↓

②5月中旬に申請書を送付します。

↓

③固定資産税を完納されましたら、納税証明書を添えて申請してください

※建設奨励金は毎年申請が必要です。

※4年目以降は固定資産税の減額措置と建設奨励金制度がなくなるので、ご注意ください。

(例) 120㎡の一般住宅の固定資産税の例

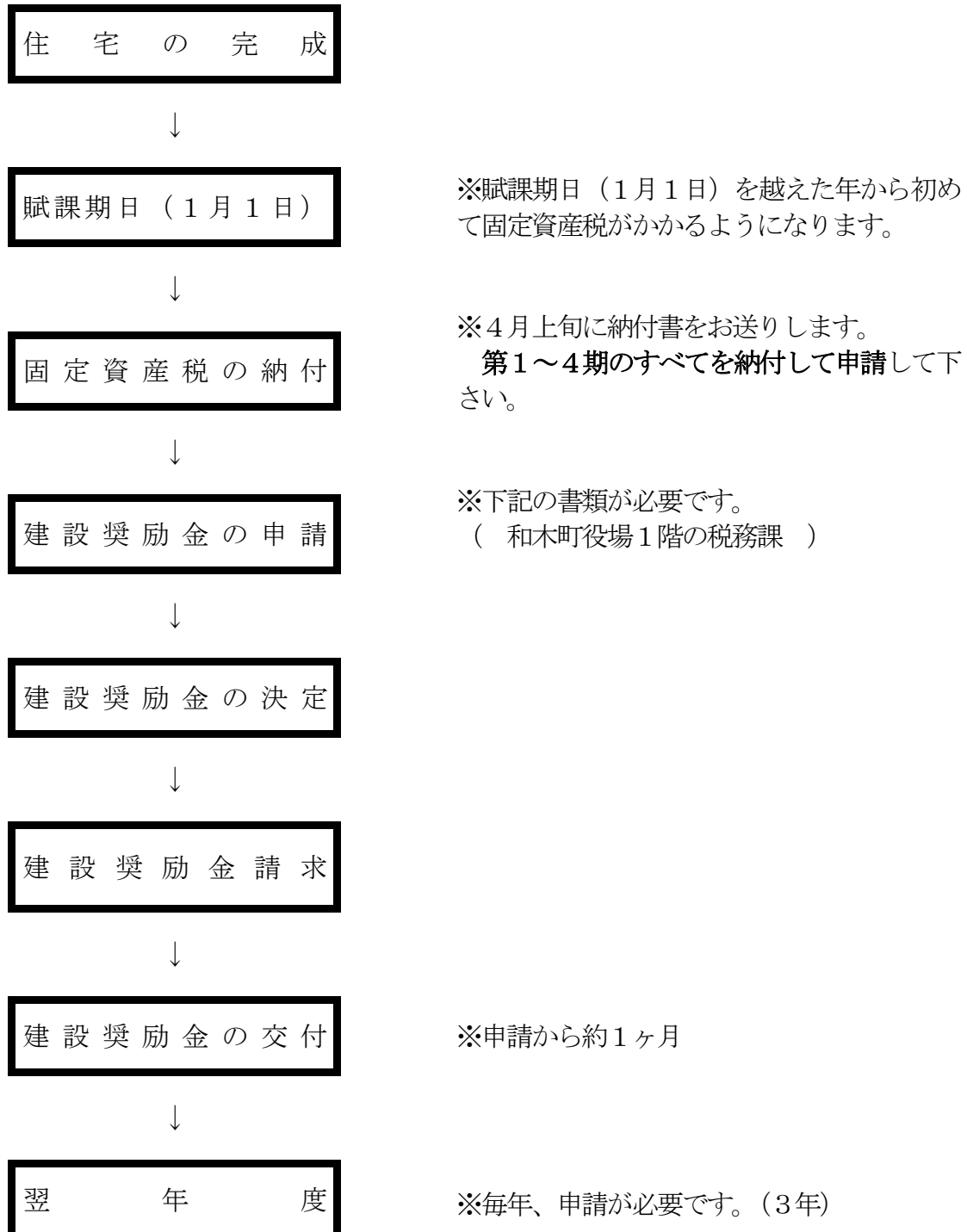
1～3年目		4年目	
土地	3万円	土地	3万円
家屋	6万円	家屋	12万円
合計	9万円 (内6万円は給付される)	合計	15万円

6. 提出先及び問い合わせ先

和木町役場税務課 (TEL: 0827-52-2193 内線203)

建設奨励金を受け取るまで

*制度の流れ



建設奨励金の申請に必要な書類

- ① 建設奨励金の申請書
- ② 固定資産税の納税証明書

（固定資産税を完納後、1週間程度時間をおかないと発行できません）